

之龜鑑。今猶藏彌四郎者家。以爲金簡玉札。然讀之其文鄙俚庸妄。其價者不俟論也。と。右遺蹟は今もありて、當國能美郡尾添村なる加賀宮といふ神祠の傍なる地をば、邑人寶代坊屋敷跡といひ傳へたり。是即ち彼の元祿年中の寶代坊澄隆が庵を結び居たる遺址なりけり。彼の尾添村彌四郎が家に傳來せる龜鑑てふものは、泰澄鏡卷と稱し、泰澄が自筆といひ傳へ、白山縁起ともいへり。此の卷軸は白山神靈の神託の趣を記載して、卷末に、

神龜元年甲子六月十八日 泰澄沙門判

寶代坊右京進・安本兩人相渡

右の如く記載せり。白山史にいへる如く、其の贋作なること勿論とはいへども、彼の澄隆が時贋造せしにあらず。明曆元年九月中宮村農民豊右衛門の書付に、白山縁起泰澄大師御自筆、私家に代々傳來候處、寛永十九年九月御覽可被成旨に而指上。と見ゆ、此の時より金澤城内へ引揚げに相成り居たるを、元祿十一年に白山争論再發に付、尾添村の邑人より願により下渡されしを、彼の澄隆尾添村より取出し、この龜鑑に據りて寶代坊の坊號を名乗りて、寶代坊澄

隆と稱し、尾添村の邑民をかゝえ込み、白山別當所再興の名義を主張し、尾添以下白山麓十六村は寛文の争論以來幕府領と成りたるにより、江戸へ出で、白山末社檜神宮等再興の趣を申立て、神寶開扉の許可を江戸寺社奉行より請け、江戸城内の廣式向をかゝえ込み、一時其の名をとゞろかせしは一奇事ともいふべし。温故遺文に載せたる澄隆の書簡焉。

當御領に御座候石川郡佐羅村早松大明神 同日神子宮・玉銚五佛堂・同鎮守山王權現之社頭再興仕度奉存候。

一、玉銚五佛堂白山由緒、先年古傳承合、爲末々与奉存、諸本寺方並芝増上寺貞譽前大僧正等々加筆相頼申候傳記兩卷所持仕候。別而玉銚五佛白山御本地堂、泰澄大師之御開基舊地紛無御座候。新地与申に而は無御座候。則白山禪定山上・山中・山下貳拾一ヶ所之内に而御座候。右佐羅早松大明神・日神子・玉銚五佛等白山末社貳拾一ヶ所之趣、江戸寺社御奉行所に申上置候間、乍憚御取成を以、願之通相叶候様被爲仰上可被下候。以上。

卯九月日

白山寺寶代坊 印

伊藤平右衛門殿

永原 左京殿

一、諸國に白山勸請地數多御座候。江戸小石川白山宮・秩父札所白山宮・越後郡上山・同國野宿白山宮・遠州濱松白山・尾州因幡村白山宮・濃州白山・勢州七ヶ所白山宮・京都三ヶ所白山宮、別而丹州船井郡升谷白山宮大社に御座候へ共、無住地故、先年縁起相調、淺草小出伊勢守殿御屋敷に持參仕候。且又氏子中相頼申候故、先年在京仕候節、愚僧丹州に罷越神事相勤申候。又々氏子中相頼申候間、近内法類弟子分之僧衆遣可申与奉存候。惣而諸國に白山往昔勸請之地、八千八ヶ寺与泰澄御傳にも承及申候。依之末社並舊坊共再興仕度候へども、御國石川郡佐羅村早松大明神・同郡日神子村宮・同郡御供田村玉銚五佛・同鎮守山王權現之社等落仕罷有候間、再興仕度奉存候へ共、御國御郡方に而御座候故、再興難仕奉存候。右三ヶ所末社再興之儀御免被爲成下候様に奉願候。御領内に末社數ヶ所御座候旨、御國寺社御奉行所にも相達申候。扱又玉銚五佛白山御本地堂由緒傳記紛數儀御座候付、先年古傳承合、爲末々之自他宗本寺

方加筆相頼申候傳記兩卷所持仕候。御國方白山宮は日本惣本寺惣本宮与奉存候。末々零落無住所は、御國主御領主に相達、法類之僧差遣可申与奉存候。

一、白山末社御領・私領共に數ヶ所零落仕候付、右爲再興之來辰之春江戸町中勸化之願書、鳥居伊賀守殿御用番之節、御寄合罷出指上置申處、五月十八日森川出羽守殿等御寄合之節、愚僧被召出、右願之通御免之趣被爲仰付、難有奉存候。中略。乍恐宜御取成を以被爲仰上可被下候。

七月日

白山寺 寶代坊 印判

玉井勘解由殿 御取次中

按するに、寶代坊と云ふは、尾添の隣邑中宮村なる白山中宮の社僧ならんか。永正五年の白山禪頂私記には、中宮法臺坊と見ゆ、源平盛衰記にも、中宮八院三社の衆徒の張本智積・覺明・法菴云々と見たり。尾添の寶代坊といへども、尾添なるは彼の澄隆が尾添に居たる後なり。

○香林坊木戸跡

舊藩中は香林坊木戸とて、橋下往來に柵門を建て、傍に夜番人の詰所を建置き、夜中往來人の縮方をなしたり。此の